

別記様式第2号（第2条関係）

(表)

収 入 申 告 書

年 月 日

串間市長 島田 俊光 様

住所

氏名 印

私、同居予定者及び別居の扶養親族の前年（1月1日から12月31日まで）の収入等を次のとおり申告します。

				該当するものに○印を記入							右詰めで記入									
続柄	氏名	生年月日	性別	同居 別居	老 人	特定 扶養 親族	障 害 者		老 年 者	寡 婦	寡 夫	年間所得額(円)								
							一般	特別												
本人																				

※ 「老人」、「特定扶養親族」、「老年者」及び「寡婦（夫）」の該当の有無については、入居申込時点での年齢が基準となります。

※ 記入に当たっては、裏面の注意事項をお読みください。

[備考]

※ 記入に当たっての注意事項

1 この申告書には、本人、同居予定者及び別居の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のすべての方について、所要の事項を記入してください。

2 記入の仕方

(1) 記入に当たっては、黒色のペン又はボールペンを使用してください。

(2) 「年間所得金額（円）」欄には、各種所得（給与所得、事業所得、配当所得、利子所得、不動産所得、山林所得、譲渡所得、雑所得等）の合計を記入してください。

なお、所得の種類が複数ある場合は、「備考」欄にその内訳を記入してください。

(3) その他「備考」欄には、次に掲げる内容を記入してください。

ア 昨年1月2日以降に事業所得になった場合は、その事業の開始年月日

イ 昨年1月2日以降に給与所得になった場合は、その会社等への就職年月日

ウ 現在収入がなくなっている場合は、その原因（退職等）及び時期

3 用語の説明

(1) 老人：年齢70歳以上の者

(2) 特定扶養親族：扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者

(3) 障害者（一般）：心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者

(4) 障害者（特定）：障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者

(5) 老年者：年齢65歳以上の者で合計所得金額（所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1千万円以下である者

(6) 寡婦：次に掲げる者で老年者に該当しない者

ア 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族を有する者

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額が5百万円以下である者

(7) 寡夫：妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が5百万円以下である者であって、老年者に該当しない者

(注) 上記の年齢は、入居申込時点での年齢が基準となります。